

地震への備えはできていますか

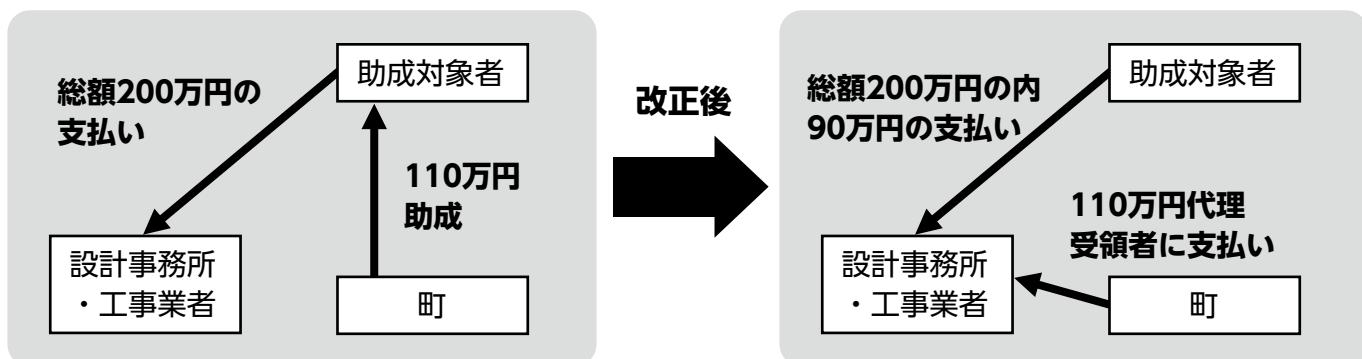
■問い合わせ 総務課番893-1113 吾北総合支所住民福祉課番867-2300 本川総合支所住民福祉課番869-2112

1. 耐震改修工事に係る代理受領について

町では耐震改修設計費に3分の2（上限20万円）と耐震改修工事費に上限90万円、合計110万円の補助を実施しています。ただ現行制度では、一旦申請者が、事業者に代金を全額支払う必要があり、金銭的負担が大きいというご意見がありました。そのため、町では7月から耐震改修設計・工事代金について、設計事務所や工事業者が申請者から委任を受け、補助金を町から直接受け取る「代理受領制度」を整備しました。

下の図では、従前は、改修設計・工事代金として総額200万円自分で準備し、業者に支払った後、補助金の請求をする必要がありましたが、代理受領制度を活用する場合、90万円準備し、残金の110万円は町から直接事業者に支払うこととなります。

是非、この制度の活用による耐震改修をご検討ください。



2. 家具転倒防止事業の募集について

阪神・淡路大震災では、死亡・ケガの原因の約8割が家具などの転倒落下や家屋の倒壊によるものでした。家具の固定と家屋の耐震補強をすることで、揺れによる被害をほとんどなくすことができます。いの町では、自分で転倒防止対策のできない世帯に対して、取付金具代金はご負担いただき、委託業者に取り付け作業を依頼します。

事業の流れ	対象者	全世界
申請書の提出	固定箇所数	一世帯につき5か所まで。
→ 取付可否の判断	その他注意事項	・取付金具代金は自己負担となります。 ・家具の柱、壁などの補強は行いません。 ・借屋などの場合、家屋の所有者又は管理者の承諾が必要となります。 ・設置後、必ず転倒しないことを保障するものではありません。
→ 決定通知書の送付		
→ 委託業者の現地確認		
→ 取付作業		
→ 事業完了		

